納税準備預金規定



1. (預金の目的、預入れ)

この預金は、国税または地方税(以下「租税」という。)納付の準備のためのもので、当金庫本支店でいつでも預入れができます。

(証券類の受入れ)

- (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」という。)を受け入 れます。
- (2) 手形要件(とくに振出日、受取人)、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負 いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文書等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3. (振込金の受入れ)

- (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。
- (2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取 消します。

(受入証券類の決済、不渡り)

- (1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはでき ません。その払戻しができる予定の日は、通帳の摘要欄に記載します。
- 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を納税 準備預金元帳から引落し、その証券類は受入店で返却します。
- (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

5. (預金の払戻し)

- この預金は、預金者(または同居の親族)の租税納付にあてる場合に限り払戻しができます。ただし、災害その他の事由で、当金庫がやむを (1) 得ないと認めたときは租税納付以外の目的でも払戻しができます。
- この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)してこの通帳とともに当金庫 本支店に提出してください。 (3) 租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、当金
- 庫は直ちに租税納付の手続をします。ただし、当金庫で取扱うことのできない租税については納付先宛の信用金庫振出小切手を渡しますので、 それにより納付してください。
- この預金口座から租税の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続をしてください。なお、同日に数件の支払いをする場合にそ の総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

6. (利息)

- (1) この預金の利息は、毎日の最終残高(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く。)1,000 円以上について付利単位を 100 円 として、毎年3月と9月の当金庫所定の日に、店頭表示の納税準備預金利率によって計算のうえこの預金に組入れます。
- (2) 租税納付以外の目的でこの預金を払戻した場合、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、納税準備預金利率を適用することなく、その 全額につき店頭表示の普通預金利率によって計算します。
 (3) 前2項の利率は金融情勢の変化により変更することがあります。
- この利息には第2項の場合を除き所得税はかかりません。

7. (納税貯蓄組合法による特例)

この預金が納税貯蓄組合法にもとづき結成された組合の組合員が行う納税準備預金(以下「納税貯蓄組合預金」という。)である場合は、預 金の払戻しおよび利息につき次のとおり取扱います。

- ① 納税貯蓄組合預金は第5条第1項にかかわらず租税納付以外の目的でも払戻しができます。
- 租税納付以外の目的で払戻した場合、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、第6条第2項の場合と同様に普通預金利率によって 計算しますが、その払戻額の合計額が当該利息計算期間中において納税貯蓄組合法に定める一定金額以下の場合は、所得税はかかりませ

8. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により届出てく ださい。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) この通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。また、通帳を再発行する場合は、当金庫所定の手数料をいただきます。
- (3) 預金口座の開設の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により 届出てください。

9. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影(または署名)を届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないもの と認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負い ません。

10. (成年後見人等の届出)

- 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てくだ (1)
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てくだ さい。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面 によって届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5)前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(預金者の相続開始) 11.

- (1) 預金者について相続が開始された場合は、民法の定めにより預金債権の正当な承継者または受遺者に対して払戻手続をとるものとします。(2) 預金者との間で締結した口座振替契約は、預金者の相続開始によりその取扱を終了します。
- (3) 第 1 項に基づき預金債権の全額を払戻した際は、当該預金口座を閉鎖・解約するものとし、その手続は預金債権の払戻を受けた者との間で行 うものとします。

12. (譲渡、質入れの禁止)

- この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、また (1)は第三者に利用させることはできません。
- 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

13. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、口座開設申込者が第 15 条第 3 項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 15 条第 3 項各号の一にでも 該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

14. (取引の制限等)

- 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあり ます。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する 場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫 がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁 関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

(解約等)

- この預金口座を解約する場合には、この通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて 発信した時に解約されたものとします。
 - この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかにな った場合
 - この預金の預金者が第12条第1項に違反した場合
 - この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的 (3) に認められる場合

 - この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項に関し、偽りがあることが明らかになった場合
 - 上記①から⑤の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの確認の要請に応じない場合 第 14 条に定める取引の制限等に係る事象が一定期間に渡って解消されない場合

 - 当金庫において、この種類の商品を廃止する場合
 - その他相当の事由がある場合
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当金庫が取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この取引の停止または解約によって生じた損害につい 金百に虚視することによっていた。 ては、当金庫は責任を負いません。 ① 預金者または代理人が、口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

 - ② 預金者または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会 屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、また は次のいずれかに該当することが判明した場合

 - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること В
 - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用し ていると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - 預金者または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - 暴力的な要求行為
 - В 法的な責任を超えた不当な要求行為

 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 公然と事実を摘示し、当金庫の名誉を毀損し、または風説を流布し、偽計を用い、もしくは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、も しくは当金庫の業務を妨害する行為
 - その他前各号に準ずる行為
- この預金が、当金庫が定める一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にで きるものとします。
- (5) 前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳、お届印を持参の うえ、当店にお申出ください。この場合、当金庫は相当期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求める場合があります。

16. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時 に到達したものとみなします。

17. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) この預金について、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(以下「休眠預金等活用法」という。)におけ る最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
 ① 当金庫ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日

 - 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係 る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合ま たは当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。 この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る 債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
 - 預入期間、計算期間または償還期間の末日(自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日)

18. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

-)この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法に基づきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休 眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当金 庫が承諾したときは、預金者は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることが できます。
- (3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をするこ とについて、あらかじめ当金庫に委任します。
 - この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞
- 納処分(その例による処分を含みます。)が行われたこと
 ② この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
 ④ 当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - 当金庫がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けてい
 - 前項に基づく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法 によって支払うこと

19. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、 預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には、充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに 当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務または当該債務が第三者の当 金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

 - 前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮し

- て、順序方法を指定することができるものとします。
 (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等については、当金庫は請求しな いものとします。
- (4) 相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
 (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

 20. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表す ることにより変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

(2022年2月1日現在)